

埼労基発 0501 第 2 号  
平成 30 年 5 月 1 日

別記関係団体の長 殿

埼玉労働局労働基準部長  
( 公 印 省 略 )

### 建築物に係る石綿の事前調査における主な留意点について

日頃から労働基準行政の推進に御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、建築物の石綿等の使用の有無の事前調査については、石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」という。）において、建築物の解体・改修等作業を行う労働者を雇用する事業者によるその実施を義務づける等の措置を講じているところです。

今般、これまでに集積された知見を踏まえ、建築物に係る事前調査において石綿含有建材の使用状況を適切かつ有効に把握するための主な留意点がとりまとめられ、別添の通り厚生労働省より指示がありました。

つきましては、貴団体におかれましても、この趣旨を御理解いただき、この内容等の周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

あわせて、事前調査を行う者に対する教育等に当たっては、下記にご留意いただきますよう、お願い申し上げます。

### 記

- 1 建築物に二つと同じ建築物はなく、事前調査を行う者は、過去の経験や建築の知識から類推して調査範囲を絞り込むようなことをせず、建築物や石綿含有建材は多様であるという認識の下、調査に臨むべきであること。
- 2 一方で、建築の知識無しに調査を的確に行うことは容易でなく、事前調査を行う者は、様々な事例の情報入手に努めるなど、自らの能力向上に不断に取り組むべきであること。
- 3 事業者は、事前調査を行う者が関係団体の実施する講習を受講する機会を確保する等、その者の知識・能力等の向上を促進すること。

## 別記

### 1 安全衛生団体等

独立行政法人 労働者健康安全機構 埼玉産業保健総合支援センター

公益財団法人 埼玉県健康づくり事業団

一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会 埼玉支部

一般社団法人 埼玉労働基準協会連合会

一般社団法人 浦和地区労働基準協会

一般社団法人 川口地区労働基準協会

一般社団法人 大宮地区労働基準協会

一般社団法人 熊谷地区労働基準協会

一般社団法人 川越地区労働基準協会

一般社団法人 春日部労働基準協会

一般社団法人 所沢地区労働基準協会連合会

一般社団法人 行田地区労働基準協会

一般社団法人 秩父地区労働基準協会

### 2 労働災害防止団体

建設業労働災害防止協会 埼玉県支部

### 3 建設業関連団体

一般社団法人 埼玉県建設業協会

埼玉県解体業協会

一般社団法人 埼玉県建設産業団体連合会

埼玉県中小建築工事業協会

埼玉県住まいづくり協議会

一般社団法人 日本塗装工業会 埼玉県支部

埼玉県塗装業協同組合

埼玉県建設労働組合

一般社団法人 住生活リフォーム推進協会 埼玉支部

一般社団法人 埼玉県木材協会

埼玉木造建築協会

埼玉土建一般労働組合

日本木造住宅耐震補強事業者協同組合 埼玉事務局

一般社団法人 埼玉県左官業協会

一般社団法人 埼玉県鷹・土木工業会

埼玉県室内装飾事業協同組合  
一般社団法人 埼玉県冷凍空調工業会  
一般社団法人 埼玉県電業協会  
埼玉県空調衛生設備協会

#### 4 石綿関係等

埼玉県環境衛生協会  
一般社団法人 埼玉県環境検査研究協会

#### 5 建築関係等

一般社団法人 さいたま住宅検査センター  
公益社団法人日本建築家協会 関東信越支部 埼玉地域会  
一般社団法人 埼玉建築士会  
一般社団法人 埼玉県建築士事務所協会  
一般社団法人 埼玉建築設計監理協会

#### 6 その他

公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会  
公益社団法人 全日本不動産協会 埼玉県本部  
埼玉ビルヂング協会  
一般社団法人 埼玉県環境産業振興協会